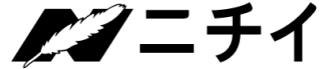


# 第43回 定時株主総会 招集ご通知



**日時** 平成27年6月25日(木曜日)午前10時  
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)

**場所** 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

## ○目次

第43回定時株主総会招集ご通知…………… 1

### (添付書類)

#### 事業報告

1. 企業集団の現況…………… 3  
2. 会社の現況…………… 14

#### 連結計算書類

連結貸借対照表…………… 24  
連結損益計算書…………… 25  
連結株主資本等変動計算書…………… 26  
連結注記表…………… 27

連結計算書類に係る会計監査報告…………… 43

連結計算書類に係る監査役会の監査報告…………… 45

#### 計算書類

貸借対照表…………… 46  
損益計算書…………… 47  
株主資本等変動計算書…………… 48  
個別注記表…………… 49

計算書類に係る会計監査報告…………… 56

監査役会の監査報告…………… 58

### (株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金処分の件…………… 60

第2号議案 定款一部変更の件…………… 61

第3号議案 取締役4名選任の件…………… 66

第4号議案 監査役3名選任の件…………… 69

第5号議案 退任取締役に対する退職慰  
労金贈呈の件…………… 70

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に  
伴う打ち切り支給の件…………… 71

第7号議案 役員賞与支給の件…………… 71

第8号議案 取締役に対するストック・  
オプションの導入および  
具体的な内容決定の件…………… 72

証券コード9792  
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
**株式会社 ニチイ学館**  
代表取締役会長兼社長 寺田明彦

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年6月24日（水曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、77頁から78頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔重複行使の取扱い〕

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時  
（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件
- 第8号議案 取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な  
内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修  
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.nichiigakkan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国の経済は、個人消費の一部が弱含んで推移したものの、企業業績の改善等により、有効求人倍率が期中を通じて1倍を上回り22年ぶりの高水準となるなど、回復基調で推移しました。

社会保障分野では、平成26年4月実施の診療報酬改定において、入院患者の在宅復帰比率が評価指標として導入され、6月の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部改正では、消費増税を財源とした医療・介護連携に対する新たな財政支援制度が創設されるなど、地域包括ケアの促進が図られました。平成27年1月には、次期介護報酬改定が閣議決定され、基本報酬が大幅に引き下げられる一方、介護職員の更なる処遇改善や、中重度者、認知症高齢者への対応強化、人員配置に対する評価、緩和が図られるところとなりました。

このような環境の中、「制度リスクからの脱却」と「長期利益の安定成長」を実現するべく、新経営執行体制のもと、事業領域の拡大とグローバル化の推進を中軸とした新経営戦略を推し進めてまいりました。

事業領域の拡大では、医療・介護保険制度の動向を見据え、医療・介護の連携支援や認知症ケアの拡充等、サービスの深耕を図るとともに、制度に依存しない家事代行サービス、サンタリー商品販売等、サービスメニューの拡充に努めてまいりました。また、COCO塾ジュニアの展開強化や、女性の社会進出支援に向けた保育所の積極展開等、今後の成長基盤の積み上げに注力してまいりました。

グローバル化の推進では、今後の成長が見込まれる中国において、風土・風習に合わせたサービス展開を円滑に進めるため、中国政府の直轄機関である「中民養老企画院」との戦略的提携合意の締結と併せ、現地の優良家政事業者、優良職業訓練校のグループ会社化を進め、官民双方とのパートナーシップを構築いたしました。人材養成事業の要となる講師の育成にも着手しており、中国事業はサービスの実行段階へと移行しようとしております。

経営成績につきましては、雇用環境の改善に伴う資格ニーズの低迷により介護職員初任者研修の受講生数が減少し、都市部を中心に介護人材の不足が生じたことで、介護サービス利用者が減少いたしました。

連結子会社である株式会社ニチイケアパレスでは、積極的な有料老人ホームの開設に伴い、先行投資費用が発生いたしました。

一方、COCO塾ジュニアや、家事代行サービス、保育サービス等の戦略事業につきましては、利用者数が堅調に増加しており、成長に向けた確かな手応えを掴むところとなりました。

当連結会計年度の売上高は271,868百万円（前年同期は271,447百万円）、営業利益は5,173百万円（前年同期は6,322百万円）、経常利益は3,144百万円（前年同期は4,940百万円）、当期純利益は416百万円（前年同期は2,831百万円）となりました。

セグメント別の状況は以下の通りです。

#### <医療関連部門>

スタッフのキャリアアップ支援・処遇改善による人材基盤の強化に努めたことで、既存病院における業容拡大・業務効率の向上が進み、増収・増益となりました。下期に業務が開始された大型病院につきましても早期に安定軌道に乗り、収益に寄与いたしました。

経営支援サービスの拡充といたしましては、医業経営を包括的にサポートするべく、医療従事者向け各種セミナーの開催や経営分析・改善提案サービスの拡充等に取組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高は106,488百万円（前年同期は105,972百万円）、営業利益は9,134百万円（前年同期は8,660百万円）となりました。

#### <介護部門>

都市部において人材不足が顕在化する中、医療・介護保険制度の効率化の流れや、平成27年4月の介護報酬改定を見据え、顧客獲得戦略の見直しを行うとともに、認知症ケア、訪問看護等の専門的ケアの拡充や訪問介護拠点における障がい福祉サービス、家事代行サービス（ヘルスケア部門）の効率展開に注力してまいりました。

株式会社ニチイケアパレスでは、積極的に公募参加し、当期においては有料老人ホーム「ニチイホーム」を2ヵ所開設、次期においての7ヵ所開

設が決定いたしました。新規開設拠点の稼働に遅れが生じる中、次期第1四半期に係る先行費用が発生いたしました。

当連結会計年度における拠点開設状況は、在宅介護サービスでは、居宅介護支援事業所を12カ所（全802カ所）、訪問介護事業所を10カ所（全1,122カ所※訪問入浴事業所含む）、通所介護事業所を11カ所（全378カ所）、訪問看護事業所を3カ所（全68カ所）、複合型サービス事業所を1カ所（全1カ所）開設いたしました。居住系介護サービスでは、グループホーム「ニチイのほほえみ」を8カ所（全270カ所）、有料老人ホーム「ニチイのきらめき」を5カ所（全63カ所）、有料老人ホーム「ニチイホーム」を2カ所（全56カ所）開設いたしました。

当連結会計年度における売上高は144,385百万円（前年同期は142,856百万円）、営業利益は11,647百万円（前年同期は12,549百万円）となりました。

#### <ヘルスケア部門>

家事代行サービス・ヘルスケア商品販売・配食サービスを中心に、全世代に対応した総合的な生活支援サービスの拡充に努めてまいりました。その結果、引き続きニチイライフ及びヘルスケア商品販売の売上高が2桁成長となる等、好調に推移し、増収・増益となりました。

当連結会計年度における売上高は3,846百万円（前年同期は3,682百万円）、営業利益は239百万円（前年同期は221百万円）となりました。

#### <教育部門>

雇用環境の改善による資格取得ニーズの低下を受け、介護職員初任者研修の受講生数の減少が続き、減収・減益となる厳しい結果となりましたが、医療事務講座の受講生数は下期にかけて増加傾向に転じており、底打ちの兆しが見られました。

実務に即したカリキュラム提供により即戦力となる人材を育成するとともに、事業部門との連携による就業相談会や現場見学会を積極的に開催し、就業マッチングに努めてまいりました。

語学事業では、受講生の獲得に向け、COCO塾ジュニアのフランチャイズ展開や留学支援体制の整備等による語学ネットワークの拡大、法人営業の強化、顧客志向型へのサービス改革に取り組んだ結果、COCO塾ジュニアを中心に受講生数は緩やかながら着実に増加いたしました。更に、教室統合・プロモーション戦略の見直し等、既存教育事業と語学事業の一体

的な事業運営改革を実施することで、収益性の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度における売上高は16,750百万円（前年同期は18,512百万円）、営業損失は7,990百万円（前年同期は営業損失7,269百万円）となりました。

<その他>

主力部門の円滑な事業推進及び付加価値向上を目指し、医療・介護関連書籍の出版・販売、物品管理、セラピー犬の育成等に取組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高は397百万円（前年同期は423百万円）、営業利益は347百万円（前年同期は45百万円）となりました。

### 企業集団の事業区分別売上高構成比率

（単位：千円）

| 部門別         | 第 42 期      |        | 第 43 期      |        | 前 期 比  |
|-------------|-------------|--------|-------------|--------|--------|
|             | 金 額         | 構 成 比  | 金 額         | 構 成 比  |        |
| 医 療 関 連 部 門 | 105,972,954 | 39.0%  | 106,488,561 | 39.2%  | 100.5% |
| 介 護 部 門     | 142,856,945 | 52.6%  | 144,385,790 | 53.1%  | 101.1% |
| ヘルスケア部門     | 3,682,131   | 1.4%   | 3,846,034   | 1.4%   | 104.5% |
| 教 育 部 門     | 18,512,227  | 6.8%   | 16,750,940  | 6.2%   | 90.5%  |
| そ の 他       | 423,045     | 0.2%   | 397,082     | 0.1%   | 93.9%  |
| 合 計         | 271,447,305 | 100.0% | 271,868,409 | 100.0% | 100.2% |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,963百万円（無形固定資産及び差入保証金を含み、リース資産を除く）で、その主なものはデイサービスセンターの新設等に係る設備投資304百万円、有料老人ホームの新設等に係る設備投資550百万円、保育施設の新設等に係る設備投資606百万円、中国事業に関わるシステム開発に係る設備投資792百万円等でありま

す。

#### ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、運転資金の調達を除き、特記すべき資金調達を行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                    | 第 40 期      | 第 41 期      | 第 42 期      | 第 43 期                   |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|
|                        | (23/4~24/3) | (24/4~25/3) | (25/4~26/3) | (当連結会計年度)<br>(26/4~27/3) |
| 売 上 高 (千円)             | 257,340,573 | 267,191,576 | 271,447,305 | 271,868,409              |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 5,897,112   | 4,383,291   | 2,831,209   | 416,037                  |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 85.27       | 62.95       | 40.51       | 6.03                     |
| 総 資 産 (千円)             | 157,816,341 | 166,619,700 | 176,246,468 | 184,554,782              |
| 純 資 産 (千円)             | 57,442,302  | 61,255,314  | 62,327,248  | 56,685,224               |

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                                | 資 本 金                     | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                     |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------|-----------------------------------|
|                                                                      | 千円                        | %         |                                   |
| 株式会社東京丸の内出版                                                          | 20,000                    | 100.0     | 書籍の出版・販売                          |
| 株式会社日本サポートサービス                                                       | 245,000                   | 100.0     | 情報処理、物品の保管・配送、人材派遣                |
| 株式会社ニチイグリーンファーム                                                      | 300,000                   | 100.0     | 花卉・種苗等生産販売、観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等 |
| 株式会社ニチイケアネット                                                         | 220,000                   | 100.0     | 福祉用具の販売・レンタルサービス                  |
| 株式会社日本信用リース                                                          | 100,000                   | 70.0      | リース業                              |
| 株式会社ニチイケアパレス                                                         | 80,000                    | 100.0     | 特定施設入居者生活介護サービス                   |
| 株式会社 G A B A                                                         | 490,000                   | 100.0     | 英会話学校                             |
| S E L C A U S T R A L I A<br>P T Y L T D .                           | 豪ドル<br>200,000            | 90.0      | 英会話学校                             |
| N I C H I I I N T E R N A T I O N A L<br>C L I N I C P T E . L T D . | シンガポール<br>ドル<br>1,000,000 | 100.0     | シンガポールにおけるクリニックの運営                |

#### (4) 対処すべき課題

わが国では、グローバル化の進展により企業間競争が激しさを増し、超高齢社会の進展に伴う労働人口の減少により、構造的な課題に直面しております。

このような事業環境の中、長期安定成長の実現と社会が抱える課題解決への貢献を目指し、事業の多角化とグローバルな視野での地理的多角化を進めております。

平成26年10月には、中国における事業プラットフォームの構築を期に、新経営執行体制へと移行し、グローバル化の推進を柱とする新たな経営戦略をスタートさせました。

平成27年4月には、全国を4つのエリアに分け、支店および拠点を統轄する「支社」を設置するとともに、医療事務講座、介護職員初任者研修の運営管理を、これまでの教育事業51支店から医療関連事業98支店、ヘルスケア事業98支店へと移管いたしました。これらはいずれも、本社機能を事業現場に近づける意図で行ったものであります。

こうした経営戦略と組織改革により、創業以来積み上げてきたビジネススキーム、サービスノウハウをグローバル規模で発展させる一方、現場主義、顧客主義の徹底により地域特性、顧客特性に合わせたきめ細やかなサービス提供に努めてまいります。

生活サポートを主力とする当社においては、更なる人材獲得の困難化を見据え、人材づくり基盤の整備をしております。そうした中で、社員一人ひとりが創意工夫を重ね、主力事業（医療関連・介護）の一層の強化、戦略事業（語学、保育等）の早期収益化、中国における飛躍的成長の実現により、競争力の源泉となる財務基盤の充実を図り企業力の強化に繋げてまいります。

そして、人材力、資本力、サービス力を循環的に高め、女性や高齢者が安心して働き、生活することができる環境作りを各地において推進し、地域社会、地域経済の発展、延いては日本経済の活性化に貢献してまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

企業集団の主要な事業は次のとおりであります。

① 医療関連

医療機関・調剤薬局における医事業務の受託、医療用器材の販売・消毒・滅菌業務（院内）、医事コンサルティング、病院内保育所の運営、シンガポールにおけるクリニックの運営等を提供しております。

② 介護

介護保険等、制度下での在宅系介護サービス（居宅介護支援サービス・訪問介護サービス・訪問入浴サービス・訪問看護サービス・通所介護サービス等）、居住系介護サービス（特定施設入居者生活介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス等の運営）、福祉用具の販売・レンタル、障がい福祉サービス、企業内・直営保育所の運営等を提供しております。

③ ヘルスケア

介護保険等、制度外サービスとしてヘルスケア商品の販売、家事代行サービス、配食サービス、介護職員の派遣サービス等を提供しております。

④ 教育

医療事務技能者ならびに介護職員の養成を中心とした講座や、自己啓発や趣味に役立つ講座を幅広く展開するニチイのeラーニング「Webカレッジ」等の展開を行っております。また、語学事業では、株式会社GABAにおいてマンツーマン英会話を提供するとともに、グループレッスン「COCO塾」「COCO塾ジュニア」の展開や留学支援体制の整備等により、幅広い年齢・ニーズに対応した語学教育を提供しております。

⑤ その他

子会社を中心に情報処理、物品の保管・配送、書籍の出版・販売、花卉・種苗等の生産・販売、リース業、人材派遣業、千葉県茂原市で「レイクウッズガーデンひめはるの里」の運営、ペット犬の飼育・販売等を展開しております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

当社

本社：東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

事業所一覽

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>営業部<br/>(12営業部)</p>    | <p>関東、近畿、北海道、東北第一、東北第二、信越、北陸、中京、中国、四国、九州第一、九州第二</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>支店<br/>(98支店)</p>      | <p>札幌、旭川、釧路、函館、盛岡、北上、青森、八戸、秋田、仙台、古川、山形、酒田、福島、いわき、郡山、長野、上田、松本、岡谷、新潟、長岡、金沢、富山、高岡、福井、新宿、渋谷、品川、池袋、お茶の水、錦糸町、立川、八王子、甲府、大宮、南越谷、川越、所沢、宇都宮、小山、前橋、船橋、千葉、松戸、柏、水戸、土浦、横浜、横浜南、川崎、藤沢、平塚、町田、静岡、沼津、浜松、名古屋、名古屋東、岡崎、多治見、岐阜、津、大阪、京橋、茨木、奈良、堺東、和歌山、京都、大津、長浜、神戸、姫路、広島、広島中央、福山、倉敷、徳山、宇部、松江、鳥取、岡山、高松、高知、徳島、松山、福岡、久留米、小倉、佐賀、長崎、那覇、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島</p>                                                                                                 |
| <p>営業所<br/>(12営業所)</p>    | <p>帯広、大館、米沢、会津若松、飯田、上越、七尾、高山、舞鶴、豊岡、中村、安芸</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>介護拠点<br/>(1,322拠点)</p> | <p>居宅介護支援 802事業所<br/>訪問介護 1,016事業所 (すべて介護予防訪問介護併設)<br/>訪問入浴介護 106事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設)<br/>訪問看護 68事業所 (すべて介護予防訪問看護併設)<br/>通所介護 378事業所 (うち介護予防通所介護併設374事業所、<br/>予防通所介護のみ1事業所)<br/>福祉用具貸与 138事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設)<br/>小規模多機能型居宅介護52事業所 (うち介護予防小規模多機能型居<br/>宅介護併設43事業所)<br/>看護小規模多機能型居宅介護1事業所<br/>特定施設入居者生活介護62事業所 (うち介護予防特定施設入居者生<br/>活介護併設53事業所)<br/>認知症対応型共同生活介護270事業所 (すべて介護予防認知症対応<br/>型共同生活介護併設)<br/>住宅型有料老人ホーム2事業所</p> |

(注) 介護拠点

1. 在宅系介護サービスから居住系介護サービスまで、当社介護事業における拠点の物件数を表示しております。
2. 介護サービス別の内訳  
<在宅系>
  - ・居宅介護支援：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている居宅介護支援事業所（ケアプランを作成する事業所）
  - ・訪問介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問介護事業所（ホームヘルプを行う事業所）
  - ・訪問入浴介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問入浴介護事業所（訪問入浴を行う事業所）

- ・訪問看護 : 都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問看護事業所（訪問看護を行う事業所）
- ・通所介護 : 都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている通所介護事業所（デイサービスセンター）
- ・福祉用具貸与 : 都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている福祉用具貸与事業所（福祉用具のレンタルを行う事業所）
- ・小規模多機能型居宅介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている看護小規模多機能型居宅介護事業所

<居住系>

- ・特定施設入居者生活介護 : 都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅）
- ・認知症対応型共同生活介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
- ・住宅型有料老人ホーム : 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないタイプの有料老人ホーム

連結子会社

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社東京丸の内出版<br>(本社：東京都千代田区)                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 株式会社日本サポートサービス<br>(本社：東京都千代田区)                       | 事業所 長野県1事業所<br>営業所 北海道2営業所、青森県1営業所、岩手県1営業所、宮城県1営業所、山形県1営業所、福島県1営業所、新潟県1営業所、長野県1営業所、山梨県1営業所、栃木県1営業所、茨城県1営業所、千葉県1営業所、東京都1営業所、静岡県1営業所、富山県1営業所、石川県1営業所、愛知県1営業所、京都府1営業所、大阪府1営業所、広島県1営業所、山口県1営業所、島根県1営業所、愛媛県1営業所、香川県1営業所、高知県1営業所、徳島県1営業所、福岡県1営業所、長崎県1営業所、沖縄県1営業所、熊本県1営業所、宮崎県1営業所、鹿児島県1営業所 |
| 株式会社ニチイグリーンファーム<br>(本社：東京都千代田区)                      | 営業拠点 千葉県2営業所                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 株式会社ニチイケアネット<br>(本社：東京都千代田区)                         | 物流センター数 北海道1カ所、宮城県1カ所、千葉県1カ所、愛知県1カ所、大阪府1カ所、広島県1カ所、福岡県1カ所                                                                                                                                                                                                                            |
| 株式会社日本信用リース<br>(本社：東京都千代田区)                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 株式会社ニチイケアパレス<br>(本社：東京都千代田区)                         | 介護付有料老人ホーム56事業所<br>(東京都29事業所、神奈川県21事業所、埼玉県4事業所、千葉県1事業所、静岡県1事業所)<br>サービス付高齢者向住宅3事業所<br>(東京都1事業所、千葉県1事業所、埼玉県1事業所)                                                                                                                                                                     |
| 株式会社GABA<br>(本社：東京都新宿区)                              | ラーニングスタジオ40教室<br>(東京都24教室、神奈川県5教室、埼玉県1教室、千葉県2教室、愛知県2教室、京都府1教室、大阪府4教室、兵庫県1教室)                                                                                                                                                                                                        |
| SELCAUSTRALIA<br>PTY LTD.<br>(オーストラリア)               | 学校数 シドニー2校                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| NICHII INTERNATIONAL<br>CLINIC PTE. LTD.<br>(シンガポール) | 総合診療クリニック<br>オーチャード1カ所                                                                                                                                                                                                                                                              |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業セグメント | 使用人数              | 前連結会計年度末比増減   |
|---------|-------------------|---------------|
| 医療関連部門  | 4,367 (45,971) 名  | 143名増 (405名減) |
| 介護部門    | 10,513 (31,400) 名 | 238名増 (527名減) |
| ヘルスケア部門 | 309 (1,348) 名     | 9名増 (39名増)    |
| 教育部門    | 1,281 (882) 名     | 38名減 (20名減)   |
| その他     | 57 (117) 名        | 6名減 (3名減)     |
| 全社（共通）  | 278 (67) 名        | 89名減 (4名減)    |
| 合計      | 16,805 (79,785) 名 | 257名増 (920名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数                 | 前事業年度末比増減        | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------------------|------------------|-------|--------|
| 14,472名<br>(78,250名) | 246名増<br>(846名減) | 43.8歳 | 8.7年   |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 10,481百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 10,796    |
| 株式会社三井住友銀行    | 6,041     |
| 株式会社東京都民銀行    | 3,569     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 2,542     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 1,000     |
| 芙蓉総合リース株式会社   | 383       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 220,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,017,952株
- ③ 株主数 25,046名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 有 限 会 社 明 和                                                                                              | 13,434千株 | 20.5%   |
| 寺 田 明 彦                                                                                                  | 9,985千株  | 15.2%   |
| ROYAL BANK OF CANADA<br>TRUST COMPANY (CAYMAN)<br>L I M I T E D                                          | 7,206千株  | 11.0%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                                                     | 4,643千株  | 7.1%    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                                                                | 1,607千株  | 2.5%    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                      | 1,239千株  | 1.9%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                                 | 1,188千株  | 1.8%    |
| ニ チ イ 学 館 従 業 員 持 株 会                                                                                    | 1,131千株  | 1.7%    |
| 株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行                                                                                      | 1,010千株  | 1.5%    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 者<br>再 信 託 受 託 信 託 者<br>資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,009千株  | 1.5%    |

(注) 持株比率は、自己株式 (7,521千株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 氏 名       | 地 位                    | 担 当                                                                                | 重要な兼職の状況                                                                                                             |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田明彦      | 代 表 取 締 役<br>会 長 兼 社 長 |                                                                                    | 株式会社東京丸の内出版<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株式会社ニチイグリーンファーム<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株式会社日本信用リース<br>代 表 取 締 役 会 長<br>一般社団法人日本在宅介護協会会長 |
| 谷 治 一 好   | 代 表 取 締 役 副 社 長        | 事 業 統 轄 本 部 長                                                                      |                                                                                                                      |
| 寺 田 大 輔   | 代 表 取 締 役 副 社 長        | 中 国 事 業 統 轄 本 部 長                                                                  |                                                                                                                      |
| 森 信 介     | 専 務 取 締 役              | 社 長 室 長                                                                            |                                                                                                                      |
| 寺 田 剛     | 常 務 取 締 役              | 経 営 管 理 統 轄 本 部 長<br>兼 経 営 管 理 本 部 長<br>兼 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 国 際 事 業 本 部 長         | 株式会社ヨーク国際留学センター<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                                     |
| 寺 田 孝 一   | 取 締 役                  | 経 営 管 理 統 轄 本 部 長<br>兼 経 営 管 理 本 部 長<br>兼 経 理 部 担 当                                | 株式会社日本信用リース<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                                         |
| 海 瀬 光 雄   | 取 締 役                  | 経 営 管 理 統 轄 本 部 長<br>兼 経 営 管 理 本 部 長<br>兼 人 事 部 担 当                                |                                                                                                                      |
| 木 原 佳 代 子 | 取 締 役                  | 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 医 療 関 連 事 業 本 部 長<br>兼 中 国 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 医 療 関 連 事 業 本 部 長 |                                                                                                                      |
| 井 出 貴 子   | 取 締 役                  | 事 業 統 轄 本 部 長 補 佐<br>兼 保 育 事 業 本 部 長<br>兼 中 国 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 保 育 事 業 本 部 長     |                                                                                                                      |
| 黒 木 悦 子   | 取 締 役                  | 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 介 護 事 業 本 部 長<br>兼 中 国 事 業 統 轄 本 部 長<br>兼 介 護 事 業 本 部 長         |                                                                                                                      |
| 辻 本 裕 昭   | 取 締 役                  | 中 国 事 業 統 轄 本 部 付                                                                  | 八尾医療PFI株式会社<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                                         |

| 氏名    | 地位    | 担当                                               | 重要な兼職の状況                                                           |
|-------|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 星野清美  | 取締役   | 中国事業統轄本部付                                        |                                                                    |
| 種元崇子  | 取締役   | 事業統轄本部副部長<br>兼介護事業監査室長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼研修事業本部長 |                                                                    |
| 日下部智哉 | 取締役   | 事業統轄本部長<br>兼営業本部長                                |                                                                    |
| 森脇啓太  | 取締役   |                                                  | 弁護士法人大江橋法律事務所<br>弁 護 士                                             |
| 乙丸秀次  | 常勤監査役 |                                                  |                                                                    |
| 大石 豊  | 監査役   |                                                  | 大石公認会計士事務所<br>公認会計士、税理士                                            |
| 大島秀二  | 監査役   |                                                  | 大島秀二公認会計士事務所<br>公認会計士、税理士<br>株式会社協和コンサルタンツ社外監査役<br>メデイキット株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 代表取締役社長齊藤正俊は、平成26年9月30日をもって辞任いたしました。
2. 代表取締役副社長谷治一好は、平成27年3月31日をもって辞任いたしました。
3. 平成26年6月25日開催の第42回定時株主総会において、寺田大輔氏は取締役役に選任され、就任いたしました。また、同日付開催の取締役会において代表取締役副社長に選任され、就任いたしました。

4. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 異動前                                                     | 異動後                                                      | 異動年月日      |
|-------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 寺田明彦  | 代表取締役会長                                                 | 代表取締役兼社長                                                 | 平成26年10月1日 |
| 谷治一好  | 代表取締役副社長<br>IT事業担当                                      | 代表取締役副社長<br>事業統轄本部長                                      | 平成26年10月1日 |
| 寺田大輔  | 取締役                                                     | 代表取締役副社長<br>中国事業統轄本部長                                    | 平成26年10月1日 |
| 森信介   | 専務取締役<br>経営企画本部長                                        | 専務取締役<br>社長室長                                            | 平成26年10月1日 |
| 寺田剛   | 常務取締役<br>教育事業統括本部長<br>兼マーケティング本部長<br>兼インターナショナル<br>事業部長 | 常務取締役<br>経営管理統轄本部長<br>兼経営管理本部長<br>兼事業統轄本部長<br>兼国際事業本部長   | 平成26年10月1日 |
| 寺田孝一  | 取締役<br>経理・財務本部長                                         | 取締役<br>経営管理統轄本部長<br>兼経理部担当                               | 平成26年10月1日 |
| 海瀬光雄  | 取締役<br>人事本部長                                            | 取締役<br>経営管理統轄本部長<br>兼人事部長                                | 平成26年10月1日 |
| 木原佳代子 | 取締役<br>医療関連事業統括本部長<br>兼事業開発本部長<br>兼神戸ポートアイランド<br>センター担当 | 取締役<br>事業統轄本部長<br>兼医療関連事業本部長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼医療関連事業本部長 | 平成26年10月1日 |
| 井出貴子  | 取締役<br>保育事業本部長                                          | 取締役<br>事業統轄本部長補佐<br>兼保育事業本部長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼保育事業本部長   | 平成26年10月1日 |
| 黒木悦子  | 取締役<br>介護事業統括本部長<br>兼施設介護事業本部長<br>兼施設介護サービス<br>事業部長     | 取締役<br>事業統轄本部長<br>兼介護事業本部長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼介護事業本部長     | 平成26年10月1日 |
| 辻本裕昭  | 取締役<br>医療関連事業統括本部長<br>兼経営支援本部長<br>兼医療交流部長               | 取締役<br>中国事業統轄本部長                                         | 平成26年10月1日 |

| 氏 名     | 異 動 前                                                               | 異 動 後                                                                         | 異 動 年 月 日  |
|---------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 星 野 清 美 | 取締役<br>ヘルスケア事業本部長<br>兼人材ネットワーク<br>推進室長                              | 取締役<br>中国事業統轄本部付                                                              | 平成26年10月1日 |
| 種 元 崇 子 | 取締役<br>中国事業担当<br>兼介護事業統括本部長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼中国事業統轄本部<br>兼介護事業監査室長 | 取締役<br>事業統轄本部<br>兼介護事業本部長<br>兼介護事業監査室長<br>兼中国事業統轄本部長<br>兼中国事業統轄本部<br>兼介護事業本部長 | 平成26年10月1日 |
| 日下部 智 哉 | 取締役<br>営業統括本部長                                                      | 取締役<br>営業統轄本部長                                                                | 平成26年10月1日 |

- 取締役森脇啓太氏は社外取締役であります。なお、当社は、森脇啓太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大石豊氏および大島秀二氏は、社外監査役であります。
  - 監査役大石豊氏、大島秀二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- なお、当社は、大島秀二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分            | 支 給 人 員    | 支 給 額                |
|----------------|------------|----------------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 16名<br>(1) | 122,574千円<br>(3,000) |
| 監<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)   | 14,100<br>(14,100)   |
| 合 計            | 18         | 136,674              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- 平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会において付議いたします役員賞与
 

|     |     |          |
|-----|-----|----------|
| 取締役 | 15名 | 37,000千円 |
| 監査役 | 3名  | 2,700千円  |
  - 役員退職慰労引当金の計上額
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役15名、監査役3名であります。

6. 上記のほか、当事業年度に支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- 平成26年6月25日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、平成20年6月26日付で当社常務取締役を退任、平成26年3月31日付でグループ会社の執行役員を退任された1名、平成22年6月25日付で当社常務取締役を退任、平成26年3月31日付でグループ会社の専務取締役を辞任された1名、平成18年6月28日付で当社取締役を退任、平成25年11月30日付でグループ会社の取締役を辞任された1名に対し、9百万円。

### ③ 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等の社外役員の兼職状況

- ・森脇啓太氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間に法律業務委託等の取引関係がありますが、その取引高は僅少であります。
- ・監査役大石豊氏は、大石公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との間の取引はございません。
- ・監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表、株式会社協和コンサルタンツおよびメディキット株式会社の社外監査役であります。同事務所・同社と当社との間の取引はございません。

#### 2. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                   |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 森脇啓太 | 取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                            |
| 常勤監査役 | 乙丸秀次 | 取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。<br>監査役会には毎回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 監査役   | 大石豊  | 取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>監査役会には毎回出席しており、必要に応じて公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監査役   | 大島秀二 | 取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。<br>監査役会には毎回出席しており、必要に応じて公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。   |

#### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役森脇啓太氏、監査役乙丸秀次氏、監査役大石豊氏、および監査役大島秀二氏について法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 66,600千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70,750   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（I F R S）に関するアドバイザリー業務に対し、対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 内部統制全体を統括する機関を「内部統制委員会」といたします。
  - ・ 監査役による監査及び監査室による内部監査を実施することで、それぞれの職務の執行が法令や定款に適合することを確保いたします。
  - ・ 内部監査の範囲は、会社全般に及ぶものとし、グループ会社の業務を含むものといたします。
  - ・ 監査の実施にあたっては、内部監査規程に則り、事業年度計画で定められた「定期監査」及び代表取締役社長より特に命ぜられた事項等の「臨時監査」を行い、その結果を報告いたします。
  - ・ 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、「コンプライアンス委員会」を設置いたします。
  - ・ コンプライアンス委員会は当社及びグループ会社の社員が遵守すべきコンプライアンスに関する根幹となる倫理・行動指針として「ニチイグループ コンプライアンス・ポリシー」を策定し、教育・啓蒙活動を実施することで、コンプライアンスの確実な浸透・定着を図っております。
  - ・ 社員からの内部通報、その他のコンプライアンスに関する相談窓口として、コンプライアンス委員会に「コンプライアンス相談・通報窓口」を置きます。
  - ・ 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断するため、経営管理本部を中心に内部体制を構築し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒否する等組織全体で毅然とした態度で対処いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規定に従い適切に保存及び管理を行います。
  - ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定めます。
  - ・ その他の情報については、「内部情報管理規程」及び「機密情報取扱規程」にて重要な内部情報に該当する事項を明確化し、その取扱いを定めた方法で管理いたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・組織横断的なリスク状況の管理については、内部統制委員会が行い、各部門の所轄業務に付随するリスクの把握及び管理については、当該部門にて部門長を責任者とし、推進担当者を設け、リスク軽減への取り組みを推進いたします。
  - ・当社の事業活動において想定されるリスクを未然に防止するため、各種委員会を設け、リスクマネジメント体制を更に強化いたします。
  - ・危機が発生した場合においては、危機管理委員会が中心となり、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営目標、経営戦略、その他重要事項及び法定事項について適時且つ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。
  - ・業務執行に係る重要事項の決定に関しては、役付取締役をメンバーとする経営会議を必要に応じて開催し、機動的な意思決定を図ることとします。
  - ・取締役の職務権限及び妥当な意思決定ルールを職務権限規程により制定し、運用状況を定期的に検証することで、職務執行における一層の効率化に努めます。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・内部統制委員会は、当社グループ企業における業務の適正を統括・管理いたします。
  - ・コンプライアンスに関しては、当社グループ企業各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社グループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する体制といたします。
  - ・コンプライアンス委員会が実施する教育・研修及び同委員会が設置する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社グループ企業各社の社員全体を対象といたします。
  - ・監査役及び内部監査部門である監査室が行う監査は、当社グループ企業の業務も含むものとし、定期監査の他、必要の都度、会計監査及び業務監査を行います。
  - ・財務報告に係る内部統制の構築に関しては、専任部署を設置し、構築すべき内部統制の範囲及び水準につき、会計監査人と協議のうえ代表取締役へ報告しその承認を受け、全社的に取り組みます。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置し、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項は、監査役会規程に定めるものといたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、取締役会に付議する重要事項、報告すべき緊急の事項が生じた場合は、速やかに監査役へ報告することといたします。
  - ・ 監査役は、取締役会だけでなく、必要に応じて重要会議に同席し、業務の執行状況及びその意思決定の過程に関して、説明を求めることができる他、会議時以外にも、必要と認められる事項については、その都度、担当部門にヒアリングを行うことができます。
  - ・ 監査役が内部統制委員会及び内部監査部門との適切な意思疎通を図り、その監査業務が効果的に行われることを確保するため以下の体制を整備いたします。
  - ・ 監査役及び監査室長より監査の状況を踏まえ、経営トップと当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議を行います。
  - ・ 監査役と内部監査部門である監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容及び会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行います。
  - ・ 常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図ります。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                    | 負 債 の 部              |                    |
|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 科 目                | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>59,693,759</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>54,494,625</b>  |
| 現金及び預金             | 9,676,856          | 支払手形及び買掛金            | 899,695            |
| 受取手形及び売掛金          | 32,967,460         | 短期借入金                | 1,943,712          |
| 有価証券               | 2,699,192          | 1年以内返済予定長期借入金        | 8,953,071          |
| たな卸資産              | 792,968            | リース債務                | 1,302,049          |
| 繰延税金資産             | 2,427,270          | 未払法人税等               | 1,024,196          |
| その他                | 11,157,583         | 未払消費税等               | 3,594,420          |
| 貸倒引当金              | △27,572            | 未払費用                 | 15,858,530         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>124,861,023</b> | 前受金                  | 10,676,085         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>72,982,173</b>  | 賞与引当金                | 5,058,440          |
| 建物及び構築物            | 28,393,717         | 役員賞与引当金              | 39,700             |
| 機械装置及び車輛運搬具        | 3,460              | その他の                 | 5,144,723          |
| 器具備品               | 1,198,256          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>73,374,932</b>  |
| 土地                 | 8,163,254          | 長期借入金                | 23,987,773         |
| リース資産              | 34,633,198         | リース債務                | 36,165,228         |
| 建設仮勘定              | 590,285            | 長期前受金                | 2,896,955          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>20,767,324</b>  | 繰延税金負債               | 516                |
| のれん                | 16,584,638         | 役員退職慰勞引当金            | 166,513            |
| ソフトウェア             | 2,244,111          | 資産除去債務               | 2,242,411          |
| ソフトウェア仮勘定          | 1,506,446          | 退職給付に係る負債            | 6,209,067          |
| リース資産              | 225,680            | その他の                 | 1,706,465          |
| その他                | 206,446            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>127,869,558</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>31,111,525</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
| 投資有価証券             | 2,916,228          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>56,765,561</b>  |
| 長期貸付金              | 8,116,797          | 資 本 金                | 11,933,790         |
| 長期前払費用             | 2,512,314          | 資 本 剰 余 金            | 17,354,214         |
| 差入保証金              | 13,077,561         | 利 益 剰 余 金            | 37,399,513         |
| 繰延税金資産             | 2,913,933          | 自 己 株 式              | △9,921,957         |
| その他                | 1,970,790          | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>△432,337</b>    |
| 貸倒引当金              | △396,100           | その他有価証券評価差額金         | 21,479             |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>184,554,782</b> | 為替換算調整勘定             | 69,069             |
|                    |                    | 退職給付に係る調整累計額         | △522,886           |
|                    |                    | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>352,000</b>     |
|                    |                    | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>56,685,224</b>  |
|                    |                    | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>184,554,782</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額         |
|----------------|-------------|
| 売上高            | 271,868,409 |
| 売上原価           | 217,721,410 |
| 売上総利益          | 54,146,999  |
| 販売費及び一般管理費     | 48,973,567  |
| 営業利益           | 5,173,432   |
| 営業外収益          | 918,893     |
| 受取利息           | 157,596     |
| 受取配当金          | 4,133       |
| 受取貸入           | 211,210     |
| 補助金収入          | 96,939      |
| 奨励金収入          | 108,832     |
| 持分法による投資利益     | 10,801      |
| その他            | 329,379     |
| 営業外費用          | 2,947,525   |
| 支払利息           | 2,740,804   |
| 賃借費用           | 62,526      |
| その他            | 144,194     |
| 経常利益           | 3,144,800   |
| 特別利益           | 5,042       |
| 投資有価証券売却益      | 5,042       |
| 特別損失           | 124,505     |
| 固定資産除却損        | 20,036      |
| 固定資産売却損        | 2,134       |
| 関係会社株式評価損      | 24,062      |
| 減損             | 72,740      |
| その他            | 5,531       |
| 税金等調整前当期純利益    | 3,025,337   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,246,672   |
| 法人税等調整額        | 330,699     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 447,964     |
| 少数株主利益         | 31,926      |
| 当期純利益          | 416,037     |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                                 | 株 主 資 本    |            |            |            |            |
|-------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                                                 | 資 本 金      | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 当 連 結 会 計 年 度 高 首 残                             | 11,933,790 | 17,354,214 | 38,335,223 | △5,374,688 | 62,248,540 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額                 |            |            | 96,902     |            | 96,902     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高   | 11,933,790 | 17,354,214 | 38,432,126 | △5,374,688 | 62,345,443 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額                             |            |            |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当                                     |            |            | △1,397,676 |            | △1,397,676 |
| 当 期 純 利 益                                       |            |            | 416,037    |            | 416,037    |
| 自 己 株 式 の 取 得                                   |            |            |            | △4,547,351 | △4,547,351 |
| 自 己 株 式 の 処 分                                   |            |            | △27        | 82         | 54         |
| 連 結 範 囲 の 変 動                                   |            |            | △50,947    |            | △50,947    |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 ) |            |            |            |            |            |
| 当 連 結 会 計 年 度 計 変 動 額 合 計                       | -          | -          | △1,032,613 | △4,547,268 | △5,579,881 |
| 当 連 結 会 計 年 度 末 残 高                             | 11,933,790 | 17,354,214 | 37,399,513 | △9,921,957 | 56,765,561 |

|                                                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                 |                         |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|-------------|------------|
|                                                 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |            |
| 当 連 結 会 計 年 度 高 首 残                             | 25,037                  | 58,966          | △332,870                | △248,866                  | 327,574     | 62,327,248 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額                 |                         |                 |                         |                           |             | 96,902     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高   | 25,037                  | 58,966          | △332,870                | △248,866                  | 327,574     | 62,424,151 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額                             |                         |                 |                         |                           |             |            |
| 剰 余 金 の 配 当                                     |                         |                 |                         |                           |             | △1,397,676 |
| 当 期 純 利 益                                       |                         |                 |                         |                           |             | 416,037    |
| 自 己 株 式 の 取 得                                   |                         |                 |                         |                           |             | △4,547,351 |
| 自 己 株 式 の 処 分                                   |                         |                 |                         |                           |             | 54         |
| 連 結 範 囲 の 変 動                                   |                         |                 |                         |                           |             | △50,947    |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 ) | △3,558                  | 10,103          | △190,016                | △183,471                  | 24,426      | △159,044   |
| 当 連 結 会 計 年 度 計 変 動 額 合 計                       | △3,558                  | 10,103          | △190,016                | △183,471                  | 24,426      | △5,738,926 |
| 当 連 結 会 計 年 度 末 残 高                             | 21,479                  | 69,069          | △522,886                | △432,337                  | 352,000     | 56,685,224 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社東京丸の内出版  
株式会社日本サポートサービス  
株式会社ニチイグリーンファーム  
株式会社ニチイケアネット  
株式会社日本信用リース  
株式会社ニチイケアパレス  
株式会社GABA  
SELCAUSTRALIAPTYLTD.  
NICHIIINTERNATIONALCLINICPTE.LTD.  
前連結会計年度まで非連結子会社であったNICHIIINTERNATIONALCLINICPTE.LTD.は、その重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
- ・連結範囲の変更

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ホスピカは、平成26年6月1日付で当社と吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社ヨーク国際留学センター他22社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社ジェイエスエス
- ・持分法適用範囲の変更 株式会社ジェイエスエスについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 株式会社ヨーク国際留学センター他22社及び関連会社2社
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                                   | 決算日        |
|---------------------------------------|------------|
| NICHII INTERNATIONAL CLINIC PTE. LTD. | 12月31日 * 1 |
| SELCA AUSTRALIA PTY LTD.              | 6月30日 * 2  |

\* 1：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

\* 2：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

当連結会計年度において、株式会社日本信用リースの決算日を12月31日から3月31日に変更し連結決算日と同一になっております。

なお、当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ 時価法

ニ. 受講料金銭信託 時価法

ホ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 教材 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- その他のたな卸資産 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- |         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～50年 |
| 器具備品    | 2年～10年 |
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法  
によっております。
  - ・その他の無形固定資産 定額法
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用して  
おります。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日  
が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に  
係る方法に準じた会計処理によっております。
- ニ. 長期前払費用 定額法

## ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して  
おります。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、実際支給見込額基準  
により計上してあります。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見  
込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上してあり  
ます。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末  
要支給額を計上してあります。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間  
に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異の処理年数は、正社員、準社員及び業務社員役職者分は5  
年、役職者を除く業務社員分は4年であり、それぞれ発生の日翌連結会計年度か  
ら定額法により按分した額を費用処理することにしてあります。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
  - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ  
(ヘッジ対象) 借入金
  - ハ. ヘッジ方針 金利変動リスクを回避するため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
  - ニ. ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その効果の及ぶ期間(9年~20年)にわたって均等償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が118,284千円減少し、利益剰余金が96,902千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「雇用創出事業受託料」(前連結会計年度114,924千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「奨励金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「奨励金収入」は1,600千円であります。

### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積額の変更)

介護施設、語学教室等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上しております資産除去債務について、施設の退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

見積りの変更による増加額を資産除去債務残高に399,850千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末において行ったため、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

- |                                                                                          |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                       | 33,651,222千円 |
| (2) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金等による圧縮記帳累計額1,747,975千円(建物及び構築物1,701,697千円、器具備品46,277千円)が控除されております。 |              |

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 73,017千株      | －千株          | －千株          | 73,017千株     |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成26年6月25日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 698,841千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月26日

ロ. 平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 698,834千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月8日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 654,967千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 860円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6円03銭

## 8. 金融商品の時価等に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適時に把握することとしております。

有価証券及び投資有価証券については、債券及び株式を保有しており、時価があるものについては市場価額の変動リスクに晒されております。株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。債券は、金銭及び金融資産運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

長期貸付金は、主に介護施設の建設等に際し建設協力金として取引先企業等に対し行っており、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的に把握し、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

差入保証金は主に全国の事業所等の賃借に際し、差し入れている保証金等であり、信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な差入先の状況を定期的に把握し、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は事業の譲受けに係る資金及び運転資金の調達であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的として金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、金利スワップ取引の実施については、経理部がその都度社内稟議により承認を受け、その実施状況を経理部所管の役員に報告しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. (4)会計処理基準に関する事項」に記載されている「⑤重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次の表には含まれておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

|                              | 連結貸借対照表計上額            | 時価         | 差額         |
|------------------------------|-----------------------|------------|------------|
| (1)現金及び預金                    | 9,676,856             | 9,676,856  | －          |
| (2)受取手形及び売掛金                 | 32,967,460            | 32,967,460 | －          |
| (3)有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | 3,206,643             | 3,200,085  | △6,558     |
| その他有価証券                      | 49,442                | 49,442     | －          |
| (4)長期貸付金<br>貸倒引当金（※）         | 8,116,797<br>△247,000 |            |            |
|                              | 7,869,797             | 8,318,516  | 448,719    |
| (5)差入保証金                     | 10,849,260            | 8,922,363  | △1,926,897 |
| 資産計                          | 64,619,460            | 63,134,724 | △1,484,736 |
| (1)支払手形及び買掛金                 | 899,695               | 899,695    | －          |
| (2)短期借入金                     | 1,943,712             | 1,943,712  | －          |
| (3)未払法人税等                    | 1,024,196             | 1,024,196  | －          |
| (4)未払消費税等                    | 3,594,420             | 3,594,420  | －          |
| (5)長期借入金                     | 32,940,845            | 32,929,053 | △11,791    |
| (6)リース債務                     | 37,467,278            | 37,939,434 | 472,156    |
| 負債計                          | 77,870,148            | 78,330,513 | 460,364    |
| デリバティブ取引                     | －                     | －          | －          |

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額  
によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

・満期保有目的の債券

満期保有目的の債券の時価については、取引金融機関等から提示された価格によってお  
ります。

また、これに関する連結貸借対照表計上額と時価との差額は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                          | 種類 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|--------------------------|----|----------------|-----------|--------|
| 時価が連結貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | 社債 | －              | －         | －      |
| 時価が連結貸借対照表計<br>上額を超えないもの | 社債 | 3,206,643      | 3,200,085 | △6,558 |
| 合計                       |    | 3,206,643      | 3,200,085 | △6,558 |

・その他有価証券

その他有価証券の時価については、株式は取引所の価格及び債券は取引金融機関等から  
提示された価格によっております。なお、当連結会計年度中の売却額は107,538千円であ  
り、売却益の合計額は5,042千円であります。

また、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                            | 種類 | 取得原価   | 連結貸借対照表<br>計上額 | 差額     |
|----------------------------|----|--------|----------------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 17,697 | 49,442         | 31,745 |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | －      | －              | －      |
| 合計                         |    | 17,697 | 49,442         | 31,745 |

(4)長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い利率等適切な指  
標に信用スプレッドを上乗せた利率で割り引いた現在価値により算定しています。また、  
一部の長期貸付金については、回収可能性を反映した受取見込額を残存期間に対応する安全  
性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した受取見込額を残存期間に対応する安全  
性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、長期借入金には、1年以内返済予定の借入金を含んでおります。

### (6)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には、1年以内支払い予定のリース料を含んでおります。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記負債(5)参照)

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分         | 連結貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| 非上場株式 (*1) | 2,359,333  |
| 差入保証金 (*2) | 2,228,301  |

- (\*1) 非上場株式は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。
- (\*2) 差入保証金のうち、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが極めて困難な部分については、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、「資産(5)差入保証金」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                                 | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超      |
|---------------------------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 現金及び預金                          | 9,405,282  | —           | —            | —         |
| 受取手形及び売掛金                       | 32,967,460 | —           | —            | —         |
| 長期貸付金                           | 557,486    | 1,751,414   | 2,134,874    | 3,426,022 |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>社債 | 2,700,000  | —           | 500,000      | —         |
| 合計                              | 45,630,229 | 1,751,414   | 2,634,874    | 3,426,022 |

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超       |
|-------|------------|-------------|--------------|------------|
| 短期借入金 | 1,943,712  | —           | —            | —          |
| 長期借入金 | 8,953,071  | 16,043,773  | 7,944,000    | —          |
| リース債務 | 1,302,049  | 3,876,220   | 4,277,828    | 28,011,178 |
| 合計    | 12,198,833 | 19,919,994  | 12,221,828   | 28,011,178 |

## 9. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産の金額に重要性がないため記載しておりません。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との会社分割)

当社は、連結子会社（当社完全子会社）である株式会社日本サポートサービスとの間で平成27年3月13日付で締結した吸収分割契約に基づき、平成27年5月1日付で株式会社日本サポートサービスから派遣事業を承継いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である株式会社日本サポートサービスの派遣事業

事業の内容 医療機関・介護施設向け介護職員等の派遣事業

#### (2)企業結合日

平成27年5月1日

#### (3)企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、株式会社日本サポートサービスを分割会社とする吸収分割

#### (4)結合後企業の名称

株式会社ニチイ学館

#### (5)その他取引の概要に関する事項

本吸収分割は、分割会社の派遣事業を当社事業部門に移管することで、より現場に即した事業体制へと改組し、就業ニーズへの柔軟な対応、営業力、人材マッチング力の強化、業務効率の向上に繋げるものであります。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(役員退職慰労金制度の廃止及びストック・オプションの導入)

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、併せてストック・オプション制度を導入することについて、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

## 1. 目的

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。今後は、取締役の報酬について、企業価値に連動した長期的業績連動報酬を導入いたします。自社株報酬として、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、株価向上へのインセンティブとして下記2記載の「通常型ストック・オプション(役員退職慰労金の精算支給を含め新株予約権を発行するもの)」と、長期の株価連動報酬として下記3記載の「株式報酬型ストック・オプション(権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの)」を、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会にてご承認をいただくことを条件として導入することとしました。

## 2. 通常型ストック・オプションとしての新株予約権の内容(「役員退職慰労金の精算支給を含め新株予約権を発行するもの」)

### (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

### (2)新株予約権の総数

新株予約権の上限個数は1,338,600個とし、第43回定時株主総会の日から1年以内に限り割り当てるものとする。

### (3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価値を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ②当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### (5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日当たる場合には翌営業日）を経過した日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

#### (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

#### (8)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

### 3. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### (2)新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は45,000個を上限とする。

#### (3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価値を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 11. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所             | 用途                       | 種類                 |
|----------------|--------------------------|--------------------|
| 北海道札幌市<br>他42件 | (株)日本サポートサービス<br>営業所     | 建物及び構築物、器具備品、リース資産 |
| 東京都中央区         | (株) G A B A<br>ラーニングスタジオ | 建物及び構築物、器具備品       |

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である事業所ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。

### ①営業所

(株)日本サポートサービスの営業所について、統廃合の意思決定を行い除却する見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(59,697千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物3,471千円、器具備品6,199千円及びリース資産50,027千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

### ②ラーニングスタジオ

(株)G A B Aのラーニングスタジオについて、移転の意思決定を行い除却する見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(13,042千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物13,042千円及び器具備品0千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

## 12. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 伸 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 山 正 則 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチイ学館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

平成27年5月25日

株式会社ニチイ学館 監査役会

常勤監査役 乙丸 秀 次 ㊟

監査役 大石 豊 ㊟

監査役 大島 秀 二 ㊟

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（注） 常勤監査役乙丸秀次、監査役大石豊及び大島秀二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。



# 損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から)  
(平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額         |
|-------------------------|-------------|
| 売 上 高                   | 238,835,819 |
| 売 上 原 価                 | 195,888,305 |
| 売 上 総 利 益               | 42,947,513  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 40,242,099  |
| 営 業 利 益                 | 2,705,414   |
| 営 業 外 収 益               | 1,599,630   |
| 営 業 外 費 用               | 2,605,759   |
| 経 常 利 益                 | 1,699,285   |
| 特 別 利 益                 | 46,307      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,042       |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 41,265      |
| 特 別 損 失                 | 42,314      |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 14,778      |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 24,062      |
| そ の 他                   | 3,473       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,703,278   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,144,023   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 287,253     |
| 当 期 純 利 益               | 272,000     |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本    |            |            |           |            |            |             |
|---------------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------------|
|                     | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  |            | 利 益 剰 余 金 |            |            | 利 益 剰 余 金 計 |
|                     |            | 資本準備金      | 資本剰余金計     | 利益準備金     | その他利益剰余金   |            |             |
|                     |            |            |            |           | 別途積立金      | 繰越利益金      |             |
| 当期首残高               | 11,933,790 | 15,262,748 | 15,262,748 | 364,928   | 24,802,345 | 16,110,652 | 41,277,925  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |            |            |            |           |            | 37,944     | 37,944      |
| 会計方針の変更を当期首残高に反映した高 | 11,933,790 | 15,262,748 | 15,262,748 | 364,928   | 24,802,345 | 16,148,596 | 41,315,870  |
| 当期変動額               |            |            |            |           |            |            |             |
| 剰余金の当配              |            |            |            |           |            | △1,397,676 | △1,397,676  |
| 当期純利益               |            |            |            |           |            | 272,000    | 272,000     |
| 自己株式の取得             |            |            |            |           |            |            |             |
| 自己株式の処分             |            |            |            |           |            | △27        | △27         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            |            |           |            |            |             |
| 当期変動額計              | -          | -          | -          | -         | -          | △1,125,703 | △1,125,703  |
| 当期末残高               | 11,933,790 | 15,262,748 | 15,262,748 | 364,928   | 24,802,345 | 15,022,893 | 40,190,167  |

|                     | 株 主 資 本    |            | 評価・換算差額等         |              | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|------------|------------|------------------|--------------|------------|
|                     | 自 己 株 式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等 |            |
| 当期首残高               | △5,374,688 | 63,099,775 | 25,037           | 25,037       | 63,124,813 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |            | 37,944     |                  |              | 37,944     |
| 会計方針の変更を当期首残高に反映した高 | △5,374,688 | 63,137,720 | 25,037           | 25,037       | 63,162,758 |
| 当期変動額               |            |            |                  |              |            |
| 剰余金の当配              |            | △1,397,676 |                  |              | △1,397,676 |
| 当期純利益               |            | 272,000    |                  |              | 272,000    |
| 自己株式の取得             | △4,547,351 | △4,547,351 |                  |              | △4,547,351 |
| 自己株式の処分             | 82         | 54         |                  |              | 54         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            | △3,558           | △3,558       | △3,558     |
| 当期変動額計              | △4,547,268 | △5,672,971 | △3,558           | △3,558       | △5,676,530 |
| 当期末残高               | △9,921,957 | 57,464,748 | 21,479           | 21,479       | 57,486,227 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ 時価法
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 教材 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
  - （リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |         |
|------|---------|
| 建物   | 15年～50年 |
| 構築物  | 8年～20年  |
| 器具備品 | 2年～10年  |
- ② 無形固定資産 定額法
  - （リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、実際支給見込額基準により計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異の処理年数は、正社員、準社員及び業務社員役職者分は5年、役職者を除く業務社員分は4年であり、それぞれ発生の翌事業年度から定額法により按分した額を費用処理しております。

#### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ⑥ 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ① 医療関連売上

診療報酬請求業務等の請負業務については、業務完了分を売上計上しております。その他の医事業務については、当事業年度に提供した役務に対応する売上高を計上しております。

#### ② 介護関連売上

介護業務については、当事業年度に提供した役務に対応する売上高を計上しております。

#### ③ ヘルスケア関連売上

ヘルスケア業務については、当事業年度に提供した役務に対応する売上高を計上しております。

#### ④ 教育売上

受講料については、受講期間・回数の経過に応じて売上高を計上しております。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金

#### ③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

- |                          |                |                                                   |
|--------------------------|----------------|---------------------------------------------------|
| ④                        | ヘッジ有効性評価の方法    | 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。            |
| <br>                     |                |                                                   |
| (6) その他計算書類作成のための基本となる事項 |                |                                                   |
| ①                        | 消費税等の会計処理      | 税抜方式を採用しております。ただし、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。 |
| ②                        | のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（9年～20年）にわたって均等償却を行っております。   |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が58,956千円減少し、利益剰余金が37,944千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積額の変更）

介護施設、語学教室等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上しております資産除去債務について、施設の退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

見積りの変更による増加額を資産除去債務残高に388,391千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は当事業年度末において行ったため、当事業年度の損益に与える影響はありません。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,157,638千円
- (2) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金等による圧縮記帳累計額1,747,975千円（建物1,690,345千円、構築物11,352千円、器具備品46,277千円）が控除されております。
- (3) 保証債務  
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。  
株式会社ニチイケアパレス 76,700千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 1,676,826千円
- ② 短期金銭債務 1,574,578千円
- ③ 長期金銭債権 11,581,530千円
- ④ 長期金銭債務 1,083,976千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 345,300千円
- ② 仕入高 963,681千円
- ③ その他の営業取引高 7,754,555千円
- ④ 営業取引以外の取引高 1,030,336千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 3,133千株     | 4,387千株    | 0千株        | 7,521千株    |

(注) 自己株式の数の増加4,387千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加4,385千株および単元未満株式の買取りによる増加2千株分であり、減少は単元未満株式の買増請求による減少分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |             |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産       |             |
| 未払事業税等       | 147,326千円   |
| 賞与引当金        | 1,520,229千円 |
| 未払費用         | 238,429千円   |
| 貸倒引当金        | 119,305千円   |
| 退職給付引当金      | 1,594,533千円 |
| 役員退職慰労引当金    | 51,774千円    |
| 資産調整勘定       | 33,425千円    |
| 資産除去債務       | 590,419千円   |
| 投資損失引当金      | 97,020千円    |
| その他          | 261,548千円   |
| 繰延税金資産小計     | 4,654,012千円 |
| 評価性引当額       | △176,655千円  |
| 繰延税金資産合計     | 4,477,357千円 |
| 繰延税金負債       |             |
| 有形固定資産       | △376,894千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △10,266千円   |
| その他          | △94,809千円   |
| 繰延税金負債合計     | △481,970千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 3,995,387千円 |

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は352,081千円減少し、法人税等調整額が353,129千円、その他有価証券評価差額金が1,047千円、それぞれ増加しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

### (1)有形固定資産

介護部門及び管理部門における施設内什器備品並びに介護部門における不動産リースが主であります。

### (2)無形固定資産

管理部門における運用管理システムのソフトウェアが主であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称      | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業                  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係    | 取引の内容       | 取引金額(千円)  | 科目    | 期末残高(千円)  |
|-----|-------------|--------------|----------------------------|-------------------|--------------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 子会社 | (株)ニチインファーム | 300,000      | 花卉・種の販売、生産、観光施設の運営、ペットの販売等 | 所有直接100.00        | 資金援助<br>役員兼任 | 資金の貸付(注2.1) | -         | 長期貸付金 | 2,820,000 |
| 子会社 | (株)ニチケアパレス  | 80,000       | 特定施設入居者生活サービス              | 所有直接100.00        | 資金援助<br>役員兼任 | 資金の返済(注2.1) | 3,188,000 | 長期貸付金 | 7,754,500 |
| 子会社 | (株)GABA     | 490,000      | 英会話学校                      | 所有直接100.00        | 出資<br>役員兼任   | 配当金の受取      | 430,090   | -     | -         |

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類                        | 会社等の名称又は氏名 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|---------------------------|------------|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------|----------|-------|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の半数を所有している会社 | (有)明光(注3)  | 3,000        | 不動産業      | 被所有直接 0.13        | 不動産借      | 支払賃料(注2.ロ) | 21,142   | 前払賃料  | 1,902    |
|                           |            |              |           |                   |           |            |          | 差入保証金 | 17,619   |

(注) 1.取引金額には、消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

イ.子会社と協議の上、合理的に算定した一定の利率及び返済条件にて取引しております。

ロ.一般条件と同様に決定しております。

3.当社代表取締役会長兼社長 寺田明彦の近親者が100%を直接所有しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 877円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円94銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との会社分割)

当社は、連結子会社(当社完全子会社)である株式会社日本サポートサービスとの間で平成27年3月13日付で締結した吸収分割契約に基づき、平成27年5月1日付で株式会社日本サポートサービスから派遣事業を承継いたしました。

その概要は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

(役員退職慰労金制度の廃止及びストック・オプションの導入)

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、併せてストック・オプション制度を導入することについて、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

その概要は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

## 12. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 伸 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 山 正 則 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成27年5月25日

|           |           |         |
|-----------|-----------|---------|
| 株 式 会 社   | ニ チ イ 学 館 | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 | 乙 丸 秀 次   | Ⓔ       |
| 監 査 役     | 大 石 豊     | Ⓔ       |
| 監 査 役     | 大 島 秀 二   | Ⓔ       |

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役乙丸秀次、監査役大石豊及び大島秀二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は654,967,460円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため現行定款第2条（目的）に事業目的の追加・削除を行うものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、従来 of 号数の変更等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                          | 変 更 案                            |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第1章 総則                                                           | 第1章 総則                           |
| (目的)                                                             | (目的)                             |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                         | 第2条 (現行どおり)                      |
| 1. 人材育成のための教育事業                                                  | 1. <u>医療、介護、保育等の人材育成のための教育事業</u> |
| 2. 語学スクールの経営                                                     | 2. (現行どおり)                       |
| 3. 書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業                                         | 3. (現行どおり)                       |
| 4. 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売事業                            | 4. (現行どおり)                       |
| 5. 商品、講座および教育システムの市場調査ならびに開発                                     | 5. (現行どおり)                       |
| 6. 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業                                | 6. (現行どおり)                       |
| 7. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびに操作指導等に関する事業                          | 7. (現行どおり)                       |
| 8. コンピューターシステムおよびコンピューターソフトウェアの運用、保守、開発ならびに販売事業                  | 8. (現行どおり)                       |
| 9. 音声認識システムを使用した帳票作成サービス事業                                       | 9. (現行どおり)                       |
| 10. 医療機関運営に係わるコンサルティング事業                                         | 10. (現行どおり)                      |
| 11. 労働者派遣に係わる事業                                                  | 11. (現行どおり)                      |
| 12. 医療機関等における病棟事務および病棟作業の受託事業                                    | 12. (現行どおり)                      |
| 13. 医療機関等における高度管理医療機の保守点検、整備、修理、保管管理業務および医療用器材の物品管理、消毒、滅菌業務の受託事業 | 13. (現行どおり)                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 14. 産前・産後ケア事業                                                                                                                           | 14. (現行どおり)     |
| 15. 産前・産後ケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業                                                                                                       | 15. (現行どおり)     |
| 16. 民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の整備および運営に関する事業                                                                              | 16. (現行どおり)     |
| 17. 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業 | 17. (現行どおり)     |
| 18. 薬局の経営および経営に係わるコンサルティング事業                                                                                                            | 18. (現行どおり)     |
| 19. 園芸花卉、種苗の研究開発、栽培、販売事業                                                                                                                | 19. (現行どおり)     |
| 20. 給食事業および配食サービス事業                                                                                                                     | 20. (現行どおり)     |
| 21. 介護保険法に基づく介護職員初任者研修事業                                                                                                                | (削 除)           |
| 22. 社会福祉士及び介護福祉士に基づく介護福祉士養成施設実務者研修通信課程                                                                                                  | (削 除)           |
| 23. 健康保険法に基づく訪問看護                                                                                                                       | 21. (現行どおり)     |
| 24. (1)介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業                                                                                                              | 22. (1) (現行どおり) |
| (2)介護保険法に基づく次の居宅サービス事業                                                                                                                  | (2) (現行どおり)     |
| ①訪問介護                                                                                                                                   |                 |
| ②訪問入浴介護                                                                                                                                 |                 |
| ③訪問看護                                                                                                                                   |                 |
| ④通所介護                                                                                                                                   |                 |
| ⑤短期入所生活介護                                                                                                                               |                 |
| ⑥特定施設入居者生活介護                                                                                                                            |                 |
| ⑦福祉用具貸与                                                                                                                                 |                 |
| ⑧特定福祉用具販売                                                                                                                               |                 |
| ⑨居宅療養管理指導                                                                                                                               |                 |
| (3)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業                                                                                                                 | (3) (現行どおり)     |
| ①夜間対応型訪問介護                                                                                                                              | ① (現行どおり)       |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------|
| ②認知症対応型通所介護                                     | ② (現行どおり)                     |
| ③小規模多機能型居宅介護                                    | ③ (現行どおり)                     |
| ④認知症対応型共同生活介護                                   | ④ (現行どおり)                     |
| ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護                               | ⑤ (現行どおり)                     |
| ⑥複合型サービス                                        | ⑥看護小規模多機能型居宅介護                |
| ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護                               | ⑦ (現行どおり)                     |
| (4)介護保険法に基づく介護予防サービス事業                          | (4) (現行どおり)                   |
| ①介護予防訪問介護                                       |                               |
| ②介護予防訪問入浴介護                                     |                               |
| ③介護予防訪問看護                                       |                               |
| ④介護予防通所介護                                       |                               |
| ⑤介護予防短期入所生活介護                                   |                               |
| ⑥介護予防特定施設入居者生活介護                                |                               |
| ⑦介護予防福祉用具貸与                                     |                               |
| ⑧特定介護予防福祉用具販売                                   |                               |
| ⑨介護予防居宅療養管理指導                                   |                               |
| (5)介護保険法に基づく介護予防支援事業                            | (5) (現行どおり)                   |
| (6)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業                     | (6) (現行どおり)                   |
| ①介護予防認知症対応型通所介護                                 |                               |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護                                |                               |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護                               |                               |
| (7)介護保険法に基づく地域支援事業                              | (7) (現行どおり)                   |
| (8)居宅介護住宅改修事業                                   | (8) (現行どおり)                   |
| (新 設)                                           | (9)上記の事業を行う施設の運営および<br>開発管理業務 |
| 25. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業      | 23. (現行どおり)                   |
| 26. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業      | 24. (現行どおり)                   |
| 27. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくその他地域生活支援事業 | 25. (現行どおり)                   |
| 28. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業  | 26. (現行どおり)                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業                                                                                                                | 27. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 30. 障害者・高齢者等への介助活動                                                                                                                           | 28. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 31. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業                                                                                                                     | 29. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 32. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業                                                                                                               | 30. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 33. 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務                                                                                                                  | 31. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 34. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業                                                                                                                 | 32. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 35. ヘルスケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業                                                                                                              | 33. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 36. 有料職業紹介業                                                                                                                                  | 34. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 37. 物品購入、家事代行事業<br>(新 設)                                                                                                                     | 35. 物品購入                                                                                                                                                                                                                                          |
| 38. 保育所および託児所の経営ならびに経営指導<br><br>(新 設)<br>(新 設)<br><br>(新 設) | 36. 生活支援サービスおよび自費介護事業<br>37. 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づく子ども・子育て事業の運営<br>(1)認可保育所の運営<br>(2)小規模保育事業<br>(3)家庭的保育事業<br>(4)事業所内保育事業<br>(5)事業所内保育所の運営<br>(6)病院内保育所の運営<br>(7)居宅訪問型保育事業<br>(8)放課後児童クラブの運営<br>(9)児童健全育成事業<br>(10)上記以外に関する子育て支援拠点の運営 |
| 39. 乳幼児および児童の保育の請負                                                                                                                           | 38. 上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務<br>(削 除)                                                                                                                                                                                                               |
| 40. 児童健全育成事業の請負                                                                                                                              | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                             |
| 41. ベビーシッター派遣に係わる事業                                                                                                                          | 39. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 42. 保育事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業<br>(新 設)                                                                                                        | 40. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 43. 一般建築工事業                                                                                                                                  | 41. 保育事業に係わる子育て関連商品の販売事業                                                                                                                                                                                                                          |
| 44. 古物の売買業                                                                                                                                   | 42. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                              | 43. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                     | 変 更 案                                       |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 45. 寝具類の販売およびレンタルならびに乾燥消毒業                  | 44. (現行どおり)                                 |
| 46. 広告代理業                                   | 45. (現行どおり)                                 |
| 47. 受付、案内等の業務処理サービスの受託                      | 46. (現行どおり)                                 |
| 48. 健康診断受診事務の取次、斡旋                          | 47. (現行どおり)                                 |
| 49. 通信販売業務                                  | 48. (現行どおり)                                 |
| 50. 福祉用具、介護用品の研究開発および製造業                    | 49. (現行どおり)                                 |
| 51. 旅館業                                     | 50. (現行どおり)                                 |
| 52. 飲食店業                                    | 51. (現行どおり)                                 |
| 53. 旅行業                                     | 52. (現行どおり)                                 |
| 54. 留学に関するコンサルティング、留学先の提供・紹介および留学手続の代行業業    | 53. (現行どおり)                                 |
| 55. 観光施設の運営管理                               | 54. (現行どおり)                                 |
| 56. 損害保険の代理業                                | 55. (現行どおり)                                 |
| 57. 介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動<br>(新 設)        | 56. (現行どおり)                                 |
| 58. ペット犬の飼育・販売に係わる事業                        | 57. <u>上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務</u>           |
| 59. ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業                    | 58. (現行どおり)                                 |
| 60. フランチャイズ事業                               | 59. (現行どおり)                                 |
| 61. フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導<br>(新 設) | 60. (現行どおり)                                 |
| (新 設)                                       | 61. (現行どおり)                                 |
| (新 設)                                       | 62. <u>Webサイト制作事業</u>                       |
| (新 設)                                       | 63. <u>各種通知業務</u>                           |
| (新 設)                                       | 64. <u>コールセンター業務</u>                        |
| (新 設)                                       | 65. <u>電気通信を利用した次のサービス事業</u>                |
| (新 設)                                       | (1) <u>高齢者の見守り支援事業</u>                      |
| (新 設)                                       | (2) <u>高齢者の生活支援サービス事業</u>                   |
| (新 設)                                       | 66. <u>酒類の販売業</u>                           |
| (新 設)                                       | 67. <u>福祉用具・介護用品・その他物品の販売に関するコンサルティング業務</u> |
| (新 設)                                       | 68. <u>セラピー犬の輸出入事業</u>                      |
| (新 設)                                       | 69. <u>家政事業に関するコンサルティング業務</u>               |
| (新 設)                                       | 70. <u>産前・産後ケア講座の開発・運営および産前・産後ケアサービス事業</u>  |
| 62. 以上、前各号に附帯関連する一切の業務                      | 71. (現行どおり)                                 |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

経営体制の強化を図るため、あらたに取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、あらたに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式数 |
|--------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1<br>※ | ます だ たか ゆき<br>増 田 崇 之<br>(昭和40年4月26日生) | 平成9年12月 株式会社ヘルシーライフ<br>サービス入社<br>(平成11年7月当社に吸収<br>合併)<br>平成17年12月 当社事業経営本部事業部長<br>補佐<br>平成18年4月 当社経営企画本部経営企画<br>室長<br>平成20年4月 当社経営企画本部長兼経営<br>企画室長<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成23年4月 当社常務取締役教育事業<br>本部長<br>平成23年12月 株式会社GABA代表取締役<br>副社長<br>平成24年3月 株式会社GABA代表取締役<br>社長兼CEO<br>平成27年4月 当社専務執行役員中国事業<br>最高執行責任者(現任)<br>平成27年5月 日医(北京)商貿有限<br>公司董事長兼總經理(現任) | 4,100株        |

| 候補者<br>番号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)<br><br>がな<br>名        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2<br>※    | ひら おか やす ひろ<br>平 岡 靖 宏<br>(昭和36年12月5日生) | <p>平成4年12月 当社入社 関西事業本部営業課長代理</p> <p>平成11年4月 当社岡山支店長</p> <p>平成13年5月 当社第三統括本部営業課長</p> <p>平成16年4月 当社近畿支社営業次長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員神戸ポートアイランドセンター長</p> <p>平成18年10月 当社執行役員情報戦略本部長補佐</p> <p>平成20年4月 当社執行役員医療関連事業統括本部営業開発本部長補佐兼神戸ポートアイランドセンター長</p> <p>平成20年10月 当社執行役員近畿第一営業統括部長</p> <p>平成21年10月 当社執行役員医療関連事業統括本部営業本部近畿営業推進部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員医療関連事業統括本部営業本部西日本営業部長</p> <p>平成23年10月 当社執行役員医療関連事業統括本部重点エリア推進本部近畿営業推進部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員西日本営業本部長兼近畿営業統括部長</p> <p>平成25年7月 当社執行役員営業統括本部西日本営業本部長兼近畿営業統括部長</p> <p>平成26年10月 当社執行役員事業統轄本部営業本部近畿営業部長</p> <p>平成27年4月 当社西日本支社事業一課主幹(現任)</p> | 704株          |

| 候補者番号  | ふり<br>氏<br>(生年月日)                                        | がな<br>名<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|--------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3<br>※ | なか<br>中<br>むら<br>村<br>まこと<br>誠<br>(昭和37年5月26日生)          | 平成22年10月 当社入社 広報本部広報部長代理<br>平成23年4月 当社経営企画本部IR部長代理<br>平成23年10月 当社経営企画本部IR部長<br>平成23年12月 当社経営企画本部IR部長兼経営企画室長代理<br>平成24年1月 当社経営企画本部広報部長<br>平成24年4月 当社経営企画本部広報部長兼経営企画室長<br>平成24年12月 当社経営企画本部経営企画室長<br>平成26年10月 当社事業統轄本部国際事業本部アメリカ・オセアニア事業部長<br>平成27年4月 当社事業統轄本部教育事業本部長代理兼S E L C事業部長(現任) | 一株            |
| 4<br>※ | すぎ<br>杉<br>もと<br>本<br>ゆう<br>勇<br>じ<br>次<br>(昭和44年7月11日生) | 平成4年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成17年7月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン入社<br>平成18年6月 ベインキャピタル・アジア・LLC入社 マネージング・ディレクター(現任)<br>平成23年7月 株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役(現任)<br>平成24年7月 ジュピターショップチャンネル株式会社 取締役(現任)<br>平成26年7月 株式会社マクロミル 取締役、監査委員(現任)<br>平成26年7月 株式会社すかいらーく 取締役(現任)                                    | 一株            |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 杉本勇次氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉本勇次氏は、直接会社の経営に関与された経験があり、これまで数多くの日本企業への投資、経営支援を手掛け、多くの成功実績を収めております。グローバルな活躍の中で培われた企業成長に関する豊富な経験と幅広い見識は、グローバルイノベーションを推し進める当社にとって、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 杉本勇次氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 杉本勇次氏が選任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
6. ※印は、新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|--------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1      | おとまる しゅうじ<br>乙丸秀次<br>(昭和26年1月14日生)  | 昭和44年3月 警視庁警察官採用<br>平成11年3月 警視庁警視<br>平成20年8月 警視正<br>平成22年8月 警視長<br>平成23年6月 当社常勤監査役（現任）                                                                                      | —             |
| 2      | おおしま しゅうじ<br>大島秀二<br>(昭和24年12月27日生) | 昭和60年3月 公認会計士登録<br>昭和62年10月 税務会計事務所開設（現任）<br>昭和62年11月 税理士登録<br>平成16年3月 当社仮監査役<br>平成16年6月 当社監査役（現任）<br>平成20年2月 株式会社協和コンサルタンツ<br>社外監査役（現任）<br>平成26年6月 メディキット株式会社<br>社外監査役（現任） | —             |
| 3<br>※ | まつの いっぺい<br>松野一平<br>(昭和36年6月6日生)    | 昭和59年4月 株式会社東海銀行入行<br>平成5年3月 税理士登録 税務会計事務所<br>開設（現任）                                                                                                                        | —             |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 乙丸秀次氏、大島秀二氏、松野一平氏は社外監査役の候補者であります。

3. 社外監査役の選任理由について

乙丸秀次氏については、元警視長としての知識・経験等を当社の監査役に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

大島秀二氏は、公認会計士の資格を、松野一平氏は税理士の資格を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その候補者といたしました。

4. 社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について

乙丸秀次氏については、直接会社経営に関与された経験はありませんが、警視庁での一貫した経歴に基づき高度な専門性および豊富な経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断しております。

大島秀二氏、松野一平氏ともに、直接会社経営に関与された経験はありませんが、

大島秀二氏は公認会計士、松野一平氏は税理士として、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断しております。

5. 社外監査役との責任限定契約について

当社と各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

(1) 乙丸秀次氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

(2) 大島秀二氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年であります。

7. 当社は、大島秀二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

8. 松野一平氏が選任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

9. ※印は、新任の監査役候補者であります。

### 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

平成27年3月31日付で当社代表取締役副社長を辞任された谷治一好氏に対し、当社在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏 |        | がな<br>名 |             | 略<br>歴  |              |
|---------|--------|---------|-------------|---------|--------------|
| や<br>谷  | じ<br>治 | か<br>ず  | よ<br>し<br>好 | 平成2年1月  | 当社常務取締役      |
|         |        |         |             | 平成9年5月  | 当社専務取締役      |
|         |        |         |             | 平成13年4月 | 当社取締役副社長     |
|         |        |         |             | 平成15年5月 | 当社代表取締役副社長   |
|         |        |         |             | 平成27年3月 | 当社代表取締役副社長退任 |

## 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、取締役3名に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、役員としての在任期間を対象とし、退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、その支給時期は、辻本裕昭氏は当社退任時といたしたく存じます。

加納京子氏および中林二三夫氏については、今回の役員退職慰労金制度廃止および、これに伴う役員退職慰労金内規の廃止により、本総会終結後速やかに支給することとし、その具体的な金額および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                                                                        |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 辻本裕昭  | 平成24年6月 当社取締役<br>平成27年4月 当社取締役退任                                          |
| 加納京子  | 平成2年1月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社常務取締役退任                                       |
| 中林二三夫 | 昭和48年8月 当社取締役<br>平成2年1月 当社取締役副社長<br>平成8年6月 当社取締役相談役<br>平成10年6月 当社取締役相談役退任 |

## 第7号議案 役員賞与支給の件

当期に在任した取締役15名（うち社外取締役1名）及び監査役3名に対し、従来の支給額及び当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額39,700千円（取締役分37,000千円、監査役分2,700千円）支給することといたしたく存じます。

## 第8号議案 取締役に対するストック・オプションの導入および具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすご承認をいただいております。

今般、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを平成27年5月14日の取締役会で決議いたしました。今後は、取締役の報酬について、企業価値に連動した長期的業績連動報酬を導入いたします。

つきましては、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上および企業価値向上へ向けた貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションとしての新株予約権の付与を行うことにつきご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションの内容は、下記1. 記載の「通常型ストック・オプション（役員退職慰労金の精算支給を含め新株予約権を発行するもの）」と、下記2. 記載の「株式報酬型ストック・オプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）」を予定しております。

通常型ストック・オプションは、上記報酬等の額とは別額にて、年額475,207千円の範囲内で、本総会終結の時から1年以内に限り発行するものであります。

株式報酬型ストック・オプションは、上記報酬等の額とは別額にて、年額41,652千円以内の範囲で発行するものであります。

ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は15名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は17名（うち社外取締役2名）となります。

ストック・オプションの具体的な内容はそれぞれ次のとおりであります。

## 記

### 1. 通常型ストック・オプションとしての新株予約権の内容（「役員退職慰労金の精算支給を含め新株予約権を発行するもの」）

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### (2) 新株予約権の総数

新株予約権の上限個数は1,338,600個とし、第43回定時株主総会の日から1年以内に限り割り当てるものとする。

#### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額

（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものと

する。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は45,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社子会社の取締役に対して上記1. 及び上記2. と同内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を取締役会決議により発行する予定であります。

以上

## <インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。
5. 機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて  
株式会社 I C J が運営する機関投資家様向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネット等による議決権電子行使の方法として、前記による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

## 第43回定時株主総会会場のご案内

会場 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
電話番号 03-5805-2111 (代表)



### 交通機関

- J R 総武線 <水道橋駅東口> ——— 徒歩約4分
- 都営地下鉄三田線 <水道橋駅A2出口> ——— 徒歩約3分
- 都営地下鉄大江戸線 <春日駅6番出口> ——— 徒歩約8分
- 東京メトロ丸ノ内線 <後楽園駅2番出口> ——— 徒歩約7分
- 東京メトロ南北線 <後楽園駅2番出口> ——— 徒歩約7分